

第38回基本計画策定・推進専門委員等会議 質問意見・回答一覧

- ① 第4次犯罪被害者等基本計画案の前文について
- ② 第37回基本計画策定・推進専門委員等会議における法務省の説明について
- ③ 国民からの意見募集（パブリックコメント）により寄せられた意見及び対応案、第4次犯罪被害者等基本計画案の具体的施策について
- ④ 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について

① 第4次犯罪被害者等基本計画案の前文について

通し番号	構成員	質問・意見等	回答（検討結果）	担当府省庁
1	中島構成員	前文「はじめに」について、「平成31年4月までに全ての地方公共団体において設置が完了した。しかしながら、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等からは、犯罪被害者等に対する中長期的な支援の充実をはじめ、依然として多岐にわたる要望意見が寄せられている。」とあるが、「しかしながら」という接続詞と前段が「完了した」という表現は、すでに国としてやることはやったのに、要望があるかのような文章になっているので、次のような修正案を提案する。「平成31年4月までに全ての地方公共団体において設置が行われた。しかし、まだ、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等からは、犯罪被害者等に対する中長期的な支援の充実をはじめ、依然として多岐にわたる要望意見に答えられている状況ではない。」	御意見を踏まえ、「しかしながら、 <u>犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではなく</u> 、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等からは、犯罪被害者等に対する中長期的な支援の充実をはじめ、依然として多岐にわたる要望意見が寄せられている。」に修正する。	警察庁
2	中島構成員	前文「IV推進体制（3）その他様々な関係機関・関係者との連携・協力」について、事業者団体等とまとめられているが「学術団体、職能団体」を追記し、学会や弁護士会、公認心理師養成機関等が含まれることを明記していただきたい。	「事業者団体等」は、犯罪被害者等施策に関係する様々な団体等を包括的に記載したものであり、学術団体や職能団体も当該記載に含まれることから、原案を維持する。	警察庁
3	中島構成員	前文「IV推進体制（4）犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映」について、「意見を定期的に聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じて、意見を受け付ける。」とあるが、文章のつながり上、被害者支援機関等からの意見しか受け付けられないようにも読めるので、次のとおり修正案を提案する。「意見を定期的に聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じて、広く被害者等、国民からの意見を受け付ける。」	御意見を踏まえ、「意見を定期的に聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じて、 <u>広く犯罪被害者等から</u> 意見を受け付ける。」に修正する。	警察庁
4	正木構成員	前文の「III 重点課題の〔5つの重点課題〕」の「②精神的・身体的被害の回復・防止への取組」（5頁5行目）について、「支援をより一層強化し」の前に「ワンストップ支援センターの拡充、体制強化など」という具体例を入れてほしい。特に、性犯罪・性暴力についての支援において、ワンストップ支援センターは重要な役割を果たしており、拡充、体制強化は重要な課題である。すなわち、少なくとも「ワンストップ支援センターの拡充、体制強化など、支援をより一層強化していく必要がある。」と修正していただきたい。	御指摘を踏まえ、「特に、性犯罪・性暴力は（中略）悪影響を及ぼすものであることから、 <u>ワンストップ支援センターの体制強化等により</u> 、支援をより <u>一層充実させる</u> 必要がある。」に修正する。	警察庁 (内閣府)
5	正木構成員	前文の「III 重点課題の〔5つの重点課題〕」の「②精神的・身体的被害の回復・防止への取組」（5頁9行目）について、「更なる支援の充実を図る必要がある」の前に、「被害者が容易にアクセスでき利用しやすい、」との文言を入れてほしい。すなわち、「被害者がアクセスや利用しやすい、更なる支援の充実を図る必要がある。」としていただきたい。児童虐待、ストーカー、配偶者からの暴力事案は事態が深刻化することが少なくないので、支援は、利用しやすい（使い勝手の良い）ものにすることが必要かつ重要と思われる。	御指摘を踏まえ、「また、児童虐待（中略）被害防止対策を強化するとともに、 <u>相談につながりやすく、適切に安全が確保され、支援が受けられる取組を更に充実させる</u> 必要がある。」に修正する。	警察庁
6	正木構成員	前文の「III 重点課題の〔5つの重点課題〕」の「③刑事手続への関与拡充への取組」（5頁⑦7行目）について、「その機会を拡充する取組を行わなければならない。」となっているが、「弁護士による法的支援等を充実させ、時宜に応じて関与できる機会を拡充する取組を行わなければならない。」と修正していただきたい。	弁護士による支援の在り方等については、法務省において検討される（施策番号209）ことを踏まえ、原案を維持することとする。	警察庁 (法務省)
7	伊藤構成員	前文の「はじめに」（1頁下から7行目）について、「一丸となって」という表現は精神的に響く（心を一つにしてという意味）ので、他の表現がよいのではないか。例えば、「相互に協力しながら連携体制を構築し更なる取組の強化を図って」といった修正はどうか。	御指摘を踏まえ、「政府、地方公共団体（中略）民間の団体等が、 <u>緊密な連携・協力体制を構築し、更なる取組の強化を図って</u> いかなければならない。」に修正する。	警察庁

8	伊藤構成員	<p>前文の「はじめに」（1頁、下から3～5行目）について、この段落ではコロナ感染とデジタル化のことがいきなり入ってくる感じがある。書き出しに工夫が必要ではないか。</p> <p>また、「新たな手法等」も何を指すのか、分かりにくい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、記載を9段落目に移動した上で、「<u>令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大や近時のデジタル化の進展等により、社会生活は大きな変化を遂げている。犯罪被害者等のための施策は、これらの社会変化に対応してより一層充実を図っていく必要があり、デジタルの活用といった新たな手法等を取り入れながら、着実に推進されなければならない。</u>」に修正する。</p> <p>また、この変更に伴い、8段落目の冒頭を「そして、<u>このような取組をより実効的に…</u>」に修正する。</p>	警察庁
9	伊藤構成員	<p>前文の「はじめに」の1頁、最終行に「社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運をより成熟させて」とあり、第4次犯罪被害者等基本計画としてはこの表現がよいと思うが、計画案文のなかでは「気運を醸成」という表現がまだ使われている（施策番号227、256、259、261）。統一する必要はないか。（「気運を醸成」は第2次犯罪被害者等基本計画から使われている。）</p>	<p>御指摘を踏まえ、「<u>気運をより一層醸成することが必要である。</u>」に修正する。</p>	警察庁

② 第37回基本計画策定・推進専門委員会等会議における法務省の説明について

通し番号	構成員	質問・意見等	回答（検討結果）	担当府省庁
1	中曽根構成員	<p>今までの会議の中で、更生保護における犯罪被害者等施策についての意見は述べてきた。</p> <p>犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実というならば、保護観察所の、特に犯罪被害者等を担当する職員は、犯罪被害者等の心情や状況を真剣に理解し、また、その後の犯罪被害者等の人生に思いを馳せて、犯罪被害者等と真剣に向き合って欲しい。また、犯罪被害者等の気持ちを理解できる適正な人員配置を望む。</p> <p>また、保護観察所の長、地方更生保護委員会、保護観察官、保護司、矯正施設の職員等は、更生保護における犯罪被害者等施策が誰のための施策であるか（被害者のための施策であること）を十分に理解し、対応して欲しい。</p>	<p>更生保護官署において被害者等施策を担当する職員のスキルアップは重要と考えており、施策番号198のとおり、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、適正な犯罪被害者等施策の実施に努めてまいりたい。加えて、引き続き、適正な人員配置にも努めてまいりたい。</p> <p>また、更生保護における犯罪被害者等施策のうち、意見等聴取制度や心情等伝達制度については、被害者等への配慮という観点と、仮釈放審理の適正化や保護観察対象者の改善更生を図る上で、被害者等の心情等を認識させることが必要であるという観点から実施しているものであるが、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書においても、更生保護官署職員等が被害者等に接する際の留意点として、「加害者が被害者等の心情等を受け止めることは、加害者の改善更生に資すると考えられるが、そのことをもって、被害者等に対して加害者の改善更生に協力等するよう勧奨することは慎むべきであること」とされており、かかる趣旨等を踏まえ、今後とも適正な運用に努めてまいりたい。</p>	法務省
2	正木構成員	<p>施策番号156について、「検討を行い、」の後に、「2～3年以内を目途に結論を出し、」との文言を入れてほしい。すなわち、「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について検討を行い、2ないしは3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する」として、オと同様に期限を明記していただきたい。</p>	<p>施策番号156について、必要な施策を実施するには法整備が必要になるところ、法整備については国会の状況等に影響されるものであり、明確な期限を設定することは困難である。いずれにせよ、早期に検討の上、立案を行ってまいりたい。</p>	法務省
3	正木構成員	<p>施策番号209について、2行目の「見直しの要否も含めて検討を行う」を「検討を行う」に修正していただきたい。「見直しの要否も含めて」という文言は不要ではないか。すなわち、「支援の在り方等について検討を行う。」としていただきたい。現状で十分な支援となっているとはいえない以上、支援の改善に前向きな表現にしてほしい。</p>	<p>犯罪被害者支援弁護士制度検討会においては、弁護士による犯罪被害者の支援を充実させる観点から、法制度化に向けた課題を含め広く検討し、論点整理を行っているところであり、かかる論点整理の結果を踏まえ、見直しの要否も含めた検討が必要と考えているため、現状のままとする。</p>	法務省
4	伊藤構成員	<p>施策番号156について、オと同様に「検討を行い」の後に「3年以内を目途に結論を出し、」を入れてほしい。</p>	<p>施策番号156について、必要な施策を実施するには法整備が必要になるところ、法整備については国会の状況等に影響されるものであり、明確な期限を設定することは困難である。いずれにせよ、早期に検討の上、立案を行ってまいりたい。</p>	法務省
5	伊藤構成員	<p>施策番号158について、心情等伝達制度の検討内容について、もう一步踏み込んで「利用後の評価等」を入れることはできないか。被害者の方が制度改善のために強く望んでいる。</p>	<p>施策番号199において、「被害者等の声を踏まえた運用改善や制度改正の実施についての検討を行う」としており、利用後の評価についても、運用改善や制度改正にいかすよう検討を行う。</p>	法務省
6 ①	伊藤構成員	<p>第3、1、「(25) 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実（新たに追加された部分）」は、第4次犯罪被害者等基本計画に入れるには記述の仕方にもっと工夫が必要だと思う（犯罪被害者等のための「基本計画」なので）。この記述では加害者処遇の充実のために実施する施策と読めるので、それがどう被害者側の支援に結び付くのか見えてこない。</p>	<p>御意見を踏まえ、施策番号159から162について、本制度等が犯罪被害者等の思いに応えるためのものであることを明記した。</p> <p>(25) 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実</p> <p>法務省において、法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ、<u>更生保護における犯罪被害者等の思いに応えるための制度等として</u>、以下の事項について法整備その他の措置を講ずる。</p> <p>ア 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は（以下、省略）</p>	法務省

6 ②	太田構成員	施策番号159から162の前書きについて、伊藤構成員からの意見を受け「更生保護における犯罪被害者等の思いに応えるための制度等」としてという文言が加えられている。「等」とあるのでよいのかかもしれないが、施策番号160や161の制度は、もちろん、犯罪被害者のためでもあるが、犯罪者の再犯防止と社会復帰といった更生保護の目的もあるので、「犯罪被害者等の思いに応えるための制度」と言い切ってしまうとよいのか。	御指摘のとおり、本計画案文の制度及び施策については、犯罪をした者の改善更生及び再犯防止に資する面を有するが、法務省保護局に設置された「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」による報告書（令和2年3月）においても「更生保護が被害者等の思いに応えることは、更生保護の目的の実現そのものである」とされていることなど踏まえると、これらを「更生保護における被害者等の思いに応えるための制度等」と記載することとして、問題ないものと考えている。	法務省
7 ①	伊藤構成員	施策番号160について、新たな「遵守事項の類型」について、被害者等は自分の加害者の情報を得ることができるのか。	設定された遵守事項の内容については、現状においても、被害者等通知において通知しており、新たな類型の遵守事項についても、被害者等通知において通知を行うこととなる。 また、加害者の処遇の状況その他についての情報提供については、施策番号72のとおり、通知制度の運用状況や加害者の改善更生への影響、個人のプライバシーの問題等を総合的に検討しつつ検討を行うこととしている。	法務省
7 ②	伊藤構成員	施策番号160について、この計画案文は「保護観察官又は保護司」が繰り返されるからなのか、やや分かりにくい点がある。「保護観察対象者に対し、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための指導に関する事実について、保護観察官又は保護司に申告し、又はこれに関する資料を提示することを保護観察における遵守事項の類型に加えるものとする。」という修正案を提出する。	いただいた御意見を踏まえ、案文を次のように修正する。 「被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察対象者に対する保護観察官又は保護司の指導に関する事実について、保護観察官又は保護司に申告し、又はこれに関する資料を提示することを保護観察における遵守事項の類型に加えるものとする。」	法務省
8 ①	伊藤構成員	施策番号161について、「地方更生保護委員会が聴取する内容に、～に関する意見が含まれることを明らかにするものとする」とあるが、その意見とは誰によるものなのか。また、誰に対して明らかにするものなのか、分かりにくいので御教示ください。	犯罪被害者等の方々、仮釈放等の許否を判断する地方更生保護委員会に対して、仮釈放等に関する意見だけでなく、仮釈放等の審理の対象となっている受刑者等の釈放後の生活環境の調整やその者の仮釈放等が許された場合の保護観察処遇等に関する意見を述べることを法律上明らかにするものである。	法務省
8 ②	伊藤構成員	施策番号161について、何度読み返しても分かりにくい点は否めない。また、この項目だけ「被害者等」が「犯罪被害者等」となっている。「仮釈放等の許否の判断に当たって、被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取する意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを定めるものとする。」という修正案を提出する。	いただいた御意見を踏まえ、案文を次のように修正する。 「仮釈放等の許否の判断に当たって、被害者等の申出により地方更生保護委員会が犯罪被害者等の申出により聴取する意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにするものとする。」	法務省
9	伊藤構成員	施策番号162について、「具体的な賠償計画を立て、被害者等に対して慰謝の措置を講ずることについて生活行動指針として設定し」とあるが特別遵守事項にしない理由は何か。対象者・事案によっては特別遵守事項に「格上げ」することはあるのか。	法制審議会の部会における議論において、被害弁償等を行うことを遵守事項の内容とすることについても審議が行われたが、賠償に関しては本来は民事の手続で解決されるべき債務の履行を遵守事項違反という形で強制することになるなどの点で異論もあったことから、答申事項から見送られた経緯がある。	法務省
10	伊藤構成員	施策番号162について、設定した生活行動指針の内容や、どう実行されたか（指導の結果）などを被害者等に伝えるべきだと思うが、その点は含まれているのか。	設定した生活行動指針の内容については、現状においても、被害者等通知において通知しており、施策番号162の事項について設定した場合においても被害者等通知において通知を行うこととしている。 また、指導の結果を含む加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供については、施策番号72のとおり、通知制度の運用状況や加害者の改善更生への影響、個人のプライバシーの問題等を総合的に検討しつつ検討を行うこととしている。	法務省
11	伊藤構成員	法制審議会の諮問第103号に対する答申の【別添2】、4の四に関して、被害者等の心情等の聴取、伝達について、矯正段階と保護段階で「連携を図るよう努める」とあるが、この点は、計画案文で言及しているのか。刑務所等における被害者にかかわる処遇内容（結果）をどう社会内処遇に継続していくかは、重要な点なので明記していただきたい。	施策番号156において「法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について検討を行い、必要な施策を実施する。」としており、同答申に記載されている刑事施設の長等と地方更生保護委員会及び保護観察所の長との連携についても、検討を行い、必要な施策を実施してまいりたい。	法務省

12	武構成員	<p>施策番号101（再掲154）の矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、「矯正施設」中に、少年院や少年刑務所が入っているのかを確認したい。少年の場合、健全育成の観点や少年が未熟だからといった理由から、被害者の視点を取り入れることはかえって少年の矯正教育を阻害するという、理由になり、被害者の視点を取り入れてもらえないのではという懸念がある。実際に、これまで何度も、自分の犯した罪と向き合わせる前に、少年を自分に向き合わせなければいけないという意見を何度も聞いてきた。健全育成が必要なのは当然だが、自分の犯した罪と向き合っこそが健全育成だと思っている。施設に入った直後から、事件や被害者の心情と向き合うことが本人にとって何より大事だと考える。逃げてはいけないと思う。</p>	<p>施策番号101（再掲154）における「矯正施設」については、少年刑務所及び少年院も含まれており、少年刑務所においては「特別改善指導」として、少年院においては「特定生活指導」として、それぞれ「被害者の視点を取り入れた教育」を実施している。</p> <p>御指摘のとおり、少年院在院者の改善更生及び健全な育成に当たっては、自らの犯した罪と向き合うことが必要であると考えている。このため、少年院においては、犯罪被害者の方々の心情等を理解し、罪障感及び慰謝の気持ちをかん養するための被害者心情理解指導を実施しているほか、被害者の方々の心情等を理解し、責任や償いについて考えられるよう、特に配慮した生活指導を行っており、引き続き、その充実に努めてまいりたい。</p>	法務省
13	武構成員	<p>施策番号160の「被害者の置かれている状況を（中略）保護観察官又は保護司の指導に関する事実について、保護観察官又は保護司に申告し」とあることについて、保護観察官又は保護司とあるが、「又は」ではお互いにお互い任せになり、実効性を失いかねず、「保護観察官と保護司」にしてほしい。</p> <p>謝罪、被害弁償をさせる自覚をしっかりとつけさせるためにも、体制をしっかりと作ってほしい。新しくとても重要なことなので保護観察官と保護司が今まで以上に協働して取り組んでほしい(協働すること文章に入れていただきたい)。</p> <p>保護観察官の人数は限られ、実際には保護司が加害者と対面しているのは承知しているが、保護司も高齢化し、今後人数が減っていくことが予測される。保護司の確保にも力を入れてほしい。保護観察官の人数も増やしてほしい。</p>	<p>案文の「保護観察官又は保護司の指導に関する事実について」という部分に「又は」という語が用いられている趣旨は、保護観察官が行った指導に関する事実と保護司が行った指導に関する事実の両方について保護観察対象者が申告するというを示すものである。</p> <p>また、「保護観察官又は保護司に申告し」という部分に「又は」という語が用いられている趣旨は、保護観察対象者が毎月生活状況等を申告する先は保護司であることが多いものの、保護司を指名せずに保護観察官による直接処遇を実施している場合もあるため、保護観察官に対する申告と保護司に対する申告のどちらも有り得ることを示すものであり、保護観察対象者には、いずれに申告すべきか説示することとなる。</p> <p>なお、全ての保護観察対象者に対して必ず担当の保護観察官を指名しており、通常は併せて担当の保護司が指名され、保護観察官と保護司が協働態勢で保護観察を実施している。保護司に対して行われた加害者からの申告は、必ず保護観察官に報告され、必要に応じて保護観察官が更に加害者本人に直接確認する。</p> <p>被害者等の被害を回復すべき責任を自覚するための指導について保護観察官と保護司が協働して実施すべきであることは御指摘のとおりであり、その実効性を高める運用について施策番号162の工のとおり検討し、指導の充実を図ってまいりたい。</p> <p>また、施策を確実に実行し、その効果を高めるため、保護司の確保を含め、保護観察所の体制整備に一層取り組む必要があると認識している。</p>	法務省

③ 国民からの意見募集（パブリックコメント）により寄せられた意見及び対応案、第4次犯罪被害者等基本計画案の具体的施策について

通し番号	構成員	質問・意見等	回答（検討結果）	担当府省庁
1	太田構成員	意見番号28（施策番号13）について、犯給制度は、基本的に犯罪（被害）発生地の県警において請求や手続をすることになっているものと思われるが、番号28のような意見が出てくる背景として、犯罪発生地以外に居住している被害者が、トラウマや再被害の不安などから、手続のため犯罪発生地の警察署に赴くことが負担になる場合があるのではないかと推測される。基本計画案には、「その他の犯罪被害給付制度の運用改善」とあることから、文面の変更は必要ないが、もし上記のような事情があるのであれば、被害者が居住する県に犯罪発生地の警察署の担当者が赴くなり、被害者が居住する県の警察署に書類を送るなどして手続を委託するなどの運用ができないか検討する余地があると思われる（もし、既にそうした運用を行っているのであれば、検討の必要はない）。	犯罪被害給付制度においては、犯罪の発生地ではなく、申請者の住所地を管轄する公安委員会に給付を申請することとされている。 また、申請者の便宜を考慮し、申請のために警察本部や警察署に赴くことが困難な方は、郵送による申請を行うことも可能である。	警察庁
2	太田構成員	意見番号35（施策番号15）について、カウンセリング費用の公費負担制度に、被害の場所や時期に制限が多いという意見であるが、そうした事実があるのか。	カウンセリング費用の公費負担制度は、一定の事件の被害に遭った方等に対し、その精神的及び経済的負担の軽減のため公費支出の必要性が認められる場合に公費により負担するものであり、警察庁において、その経費について予算措置を講じている。同制度の趣旨を踏まえ、対象期間については、犯罪被害給付制度の重傷病給付金の給付期間に倣って、初診日から3年間は対象とするよう指示している。 なお、場所に係る制限はない。	警察庁
3 ①	太田構成員	意見番号46（施策番号18 その他）について、全国被害者支援ネットワークに所属する民間の被害者支援センターの電話相談の24時間体制化に向けた国による支援を行うことが望ましい。	民間被害者支援団体においては、広く犯罪被害全般の相談に対応いただいておりますが、被害者の窓口として効果を上げていただいているところであるが、犯罪被害全般に係る相談については、警察においても「#9110」等の相談電話により受け付けており、また、これらの相談を踏まえて民間被害者支援団体の方々とも連携しつつ対応させていただいているところである。御意見を踏まえ、被害者の利便性向上の観点から、民間被害者支援団体による相談対応等の実態把握に努めてまいります。	警察庁
3 ②	太田構成員	意見番号46について、警察庁の回答に記載されている「#9110」も24時間体制の県警は限られており、やはり民間の被害者支援団体による24時間体制化に向けた検討を行うべきである。	民間被害者支援団体においては、警察に相談しにくいなどの事情のある方からの犯罪被害に係る相談対応に関し、重要な役割を果たしていただいているところ。御指摘のように、このような民間被害者支援団体の相談対応を拡充していくためには、どのようなニーズがどの程度あるのかなどについて知る必要があると考えており、各民間被害者支援団体等から聴取するなどしていくこととした上で検討することとしたい。	警察庁
4	太田構成員	意見番号189（施策番号254）について、性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進のなかに、児童ポルノや児童買春が含まれることを明文で入れることが望ましい。	本文は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき記載しているところである。性犯罪・性暴力は、SNS等に起因するものやデートDV、AVJK、児童ポルノや児童買春の他、様々な要因により生じているが、本文には個別の要因等に関する記載は行わず、取組の中でしっかりと対応してまいります。	文部科学省
5	中島構成員	計画案の全文について、「被害少年」という用語がよく用いられているが、法律上どうしてもこの言葉を用いる必要がある場合を除いては、男女共同参画等の観点、国民へのわかりやすさを考慮して「被害を受けた子ども」等の用語に変更したほうがよい。	法令等に基づき施策ごとにその対象を適切に設定しており、用語の変更は困難であるが、御意見を踏まえ、分かりやすい説明等に努めてまいります。	警察庁 （文科省） （厚労省）

6	中島構成員	<p>施策番号38について、「性犯罪被害者を含む犯罪被害者等への適切な対策」とあるが、医療機関なので「適切な対応・治療」としてはどうか。</p>	<p>PTSD対策専門研修は、御指摘のとおり、医療機関のほか、精神保健福祉センター、保健所等に勤務する精神保健医療福祉従事者等を対象に実施するものであり、御指摘を踏まえて、「性犯罪被害者を含む犯罪被害者等への適切な対応・治療」と修正する。</p>	厚生労働省
7	中島構成員	<p>施策番号44について、「厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図る。」とあるが、どのように推進されているか不明な施策である。この文面が具体性を欠いていることにも要因があると思う。どのような具体的な連携を念頭においているのか説明いただきたい。また、もう少し推進できる内容として具体化する必要があるのではないかと。</p>	<p>厚生労働省では、救命救急センターに、救急医療の実施と併せて、精神科の医師を適時確保することを求めている（※1）。</p> <p>また、救命救急センター全体のレベルアップを図ることを目的として、その体制等を評価する「充実段階評価」（厚生労働省が毎年、救命救急センターに対して行い、救命救急センターの運営に係る補助金や診療報酬に関係するもの）において、精神科医師との適切な連携をとれる体制の確保を求めており、精神科医師との連携体制が確保されていない場合には、是正すべき体制と評価される。</p> <p>こうした精神科医との適切な連携体制の確保により、犯罪被害者等が搬送された場合に対応している（※2）。</p> <p>※1：医政局長通知「救急医療対策事業実施要綱」 ※2：体制の整備状況については、厚生労働省のホームページにて公表している。</p>	厚生労働省
8	中島構成員	<p>施策番号47について、「子どもの被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家」とした方がよい。また、対象が「医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員等」とあるが、「公認心理師、臨床心理士」を加えていただきたい。公募要項を見る限り、公認心理師等が除外されているようには見えない。</p>	<p>御指摘を踏まえて、項目名を「子どもの被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成」と修正する。</p> <p>また、思春期精神保健研修については、公認心理師や臨床心理士も対象としているので、御指摘を踏まえて、「医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、児童相談員等」と修正する。</p>	厚生労働省
9	中島構成員	<p>施策番号83について、「被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度を周知徹底するとともに、検察官等の意識向上を図る。」とある。検察官は非常に注意されていると思うが、法廷でしばしば被告人側の弁護士が公開してしまうような事案があると聞いている。弁護士は公務員ではないので難しいかもしれないが、「弁護士会等にはたらきかけ、弁護士の意識向上も図る」と入れると被害者の安全がより保護されると思う。</p> <p>なお、施策番号85では、司法支援センターの常勤弁護士のための周知であるように思われる。</p>	<p>施策番号83につき、以下のとおり改める。</p> <p>「法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることのないように求める制度や、性犯罪被害者等に対し公開の法廷では氏名、住所、その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度を周知徹底するとともに、関係者への注意喚起を含めた制度の適切な運用に努めるよう検察官等の意識向上を図る。また、証人の付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のために措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。さらに、更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報適切に管理するよう周知徹底を図る。」</p>	法務省
10	中島構成員	<p>第2、2、(13)児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等の中で、厚生労働省では増加する児童虐待について地域連携の取り組みが推進されているところ、この文面が現在の施策にあっているのか確認していただきたい。例えば、施策番号97の地域連携においては、現在「要保護児童対策地域協議会」が活用されているはずであるが、文面にはでてきていない。最新の施策と一致する表記にいただきたい。</p>	<p>現在の文面で現在の施策にあっていることを確認した。御指摘のとおり、児童虐待の防止、早期発見・早期対応のため、「要保護児童対策地域協議会」も活用されているところであるが、基本計画案文面「多種多様な関係機関の連携」に含まれているものと認識している。</p>	厚生労働省
11	中島構成員	<p>施策番号110について、「男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応」とあるが、ここに「障害者」を入れていただきたい。</p> <p>また、施策番号114について、「法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等」とあるが、法務省においても警察と同様、「性的マイノリティや障害者」も研修に加えていただきたい。</p>	<p>第36回専門委員会会議でお答えしたとおり、障害者の特性を踏まえた捜査や被害者支援についての警察官等への研修については、施策番号111で記載しており、障害者の被害者への対応に関する研修も案文に記載している。</p>	(前段) 警察庁

			法務省においては、検察官に対する研修の中で、性的マイノリティに対する理解を深めさせるための講義を行っているほか、専門家による障害者の特性等に関する講義を行っている。 引き続き、このような研修を通じて、性的マイノリティや障害者に対する理解を深める取組を行ってまいりたい。	(後段) 法務省
12	中島構成員	施策番号225について、「必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど」とあるが、英文だけでなく、中国語や韓国語等その他の言語及び視覚障害者への対応等も検討いただきたい。例えば「また、多言語への対応および視覚障害者への対応を拡充する」等を検討いただきたい。	計画案文は原案を維持するものの、御指摘の多言語による情報提供や視聴覚障害者への対応は、「犯罪被害者等施策ウェブサイト」の充実策として検討してまいりたい。	警察庁
13	中島構成員	施策番号253について、「文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため」とあるが、「被害にあったことへの対応を主体的に子供が学ぶ」の意味がよくわからない。ここで主体的に学ぶという言葉が使われるというのはどういう意図なのか。この施策の意味するところの説明をいただきたい。この場合、暴力防止の教育なので、どちらかというに加害者にならないことを主体的に学ぶ場であるように思う。	文部科学省においては、警察等との関係機関と連携して行う非行防止教室の実施をはじめとした参加型学習の取組を推進しており、非行防止教室では非行の防止に加え、子供への暴力被害の抑止に向け、自身がいじめや虐待等の被害に遭った際の対応等についても内容に含むなど、地域の実情に応じた取組が実施されるよう促しているところである。	文部科学省
14	中島構成員	施策番号254について、「性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう」とあるが、被害者と加害者・傍観者を併記するのは状況があまりにも違うので不適切と思う。「性被害・性暴力の被害の予防および性犯罪・性暴力の加害者・傍観者にならないように」と分けて記載すべきと思う。	政府としては、昨年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、その中においても「性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、取組を推進する」こととしている。 また、昨年末に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画においても、「性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る」こととしているところである。 なお、被害を防止するという観点は非常に重要であり、今後、御指摘も踏まえ取組を進めて参りたい。	文部科学省
15	中曽根構成員	意見番号32について、医療費負担援助「人工妊娠中絶について公費負担を補助する」で、母体保護法14条2に基づき、相手側の同意書が必要ないと言うことを周知徹底するようにという意見が出ている。成人の場合は当然同意なくして本人の意志に基づいてできると思う。が、未成年の場合は、本人の意志だけでやるのか、サポートしてくれる保護者（法定代理人）の同意が得られることが望ましいと考えて行うのか、対応配慮等も含め、研修等で学び徹底してもらいたい。	御指摘を踏まえ、母体保護法等の観点を含む人工妊娠中絶の際に配慮すべき事項を含め、人工妊娠中絶に関する公費負担制度について研修を徹底してまいりたい。	警察庁
16	中曽根構成員	意見番号36について、「医療機関を受診したあとにワンストップセンターに相談した場合、公費負担が受けられないことが多く…」とあるが、被害届けを受理できるかどうかや、ワンストップセンターが、先に費用を払っている等、公費負担の受けられない理由があるのか。	性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する費用を公費により負担する制度においては、被害者から被害届の提出がなくとも、警察において被害者の方からお話を伺い、犯罪被害と認められれば、費用の負担を行うこととしている。 また、仮に被害者が警察より先にワンストップ支援センターから公費負担を受けていた場合には、同じ診療を重ねて公費負担することは適切でないと考えられるが、そうでない場合は、公費負担される。	警察庁
17	中曽根構成員	意見番号62について、「PTSD治療に可能な医療機関についての情報提供が有効に…」という内容について、対応では、医療機能情報提供制度の利用を推進しているが、一般的に医療情報提供制度は、まだまだ知られていないと思う。一般的に周知されていないのに、犯罪被害に遭った被害者等がその制度を有効利用できるとは到底思えない。情報提供サイトの周知の方法について、もっと工夫（例えば対象者は誰か、支援者等）して欲しい。	御指摘のとおり、情報提供サイトの周知の方法を含め、医療機能情報提供制度の認知度改善の方策について検討してまいりたい。	厚生労働省

18	中曽根構成員	<p>意見番号107について、「公判前整理手続に被害者が参加できる権利を…」とある。対応案では、法改正を行わないこととした、とあるが、支援をしていて、公判前整理手続にも参加したいと考えている犯罪被害者等（遺族）を今まで沢山みてきている。被害者参加制度自体、制度を利用することができても、犯罪被害者等自身の考えによっては被害者参加制度を使わない例もある。公判前整理手続に犯罪被害者等が参加でき、犯罪被害者等の意志で参加するかどうか決められる制度ができることを望む。</p>	<p>法務省において平成25年1月から平成26年7月まで開催された「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」においては、公判前整理手続への被害者参加人等の関与について議論が行われ、その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公判前整理手続は、争点と証拠を整理する場として、法的な枠組みに従い、主として法律家によって行われることが予定される手続であるところ、被害者参加制度は、「事件の当事者」という立場から事件の実体に関わる側面について、被害者の視点を一定程度反映させることを認めたものであり、専ら手続的事項を扱う公判前整理手続に被害者参加人が関わることには疑問がある ○ 公判前整理手続は、裁判所と両当事者が、率直なやり取りにより、効率的に争点と証拠の整理を行う場であるのに、被害者参加人等が出席して見聞きすることにより場が硬直化すると、意見交換が十分にできなくなり、その結果、争点整理が曖昧になり公判での充実した審理ができなくなるなど、公判前整理手続の趣旨を損なうおそれがある <p>などの消極意見が示された。また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公判前整理手続の過程については、検察官は被害者参加人等の要望等に応じて説明し、被害者参加人等から検察官の権限行使に関して意見を述べ、それに対し検察官が必要な説明を行うことで対応するとともに、審理計画の策定についての被害者参加人等の意見の反映についても、検察官を通じて行うことが制度上予定されており、これらの運用を充実させることにより、被害者参加人等の要望にも応えることになるのではないかと <p>などの意見があり、これらの意見を総合的に考慮した結果、法改正を行うことはしなかったものである。御意見については今後の参考にしたい。</p>	法務省
19	中曽根構成員	<p>意見番号138について、「…県職員を民間団体に派遣し…」とある。例えば、民間被害者支援団体である都民センターには、区の職員の方や、検察庁の職員の方等が、一定の期間研修として、勤務（出向）し、被害者支援について学ぶ。このように民間の被害者支援団体で研修する機会を、全国の地方公共団体で制度化することはできないものだろうか。</p>	<p>一般職地方公務員の配置等は各地方公共団体において判断されるものであるが、都民センターにおける取組は、地方公共団体と民間被害者支援団体との連携強化及び地方公共団体職員等の育成及び意識の向上の一つの方策であり、これらの施策を実施するに当たり参考にしたい。</p>	警察庁
20	中曽根構成員	<p>意見番号147番について、「…警察から自治体に繋がる体制の構築…」ということについて、各都道府県警察が出している「被害者の手引き」に、情報提供として、各市町村の総合的対応窓口を載せていると思うが、被害者等に説明をする際に、民間の援助団体等の紹介や弁護士、カウンセリングの紹介等と同じように、自治体の支援についても、付箋やマーカー等を利用して、丁寧に説明して欲しい。被害者等は、被害直後はその時に聞いても、全部その場で理解できるとは限らないので。</p>	<p>御指摘を踏まえ、被害者等に対し、地方公共団体の支援内容についても丁寧な説明に努めるよう都道府県警察を指導してまいりたい。</p>	警察庁
21	中曽根構成員	<p>意見番号149について、「警察署での被害者支援に関する説明の義務化を求める…」について、各署でも、被害者支援担当の方は、当然被害者等に接する際にいろいろな制度を知っていて紹介したりしていると思うが、他の警察署員の方にも被害者支援の団体や窓口があることを周知徹底していただき、警察署の窓口に行った時や、被害直後に警察官と接する際に被害者等が二次被害にあわないように被害者支援に関する知識を担当以外の警察署員にも知って欲しいと思う。</p>	<p>御指摘を踏まえ、警察官の採用時や昇任時における研修のほか、被害者支援担当者による各署への巡回教養等の様々な機会を通じて、被害者支援担当者以外の警察職員にも被害者支援に係る教養を徹底してまいりたい。</p>	警察庁
22	中曽根構成員	<p>意見番号152について、「…被害者支援連絡協議会の構成員に被害当事者団体が含まれていないのは…」とある。以前に意見は述べさせていただいたが、その時にも被害当事者団体が構成員になっているところもある、と回答いただいた。各都道府県全部に被害当事者団体に会員になってもらった方が、被害者等の方の生の声も聞くことができ、被害者支援連絡協議会の活性化に繋がると思うので、ぜひ検討いただきたい。</p>	<p>御指摘のとおり、被害者支援連絡協議会の構成員の構成員等において、被害者の御意見や体験を直接伺うことは重要であるので、被害当事者団体や被害者の方に被害者支援連絡協議会により一層関わっていただき、その活性化を図ってまいりたい。</p>	警察庁

23	中曽根構成員	意見番号153について、加害者の再免許取得の情報について、被害者や遺族に通知される必要がある、との意見については同感である。被害者遺族は、加害者が裁判では、「もう二度と免許の取得はいたしません。」と涙ながらに訴える加害者（被告人）をみているが、半信半疑である場合が多い。実際に、加害者がその後免許の取得をしたかどうかを知りたいと思う遺族には、知る権利があるのではないか。再被害に備えることも含めて希望する被害者や遺族には通知されることを望む。	警察においては、被害者の方やその家族の状況等に応じ、その心情等に配慮した対応に努めているところであるが、御意見は、今後の参考にしてみたい。	警察庁
24	中曽根構成員	意見番号154について、「交通事故被害者からの相談・・・行政処分結果についての問い合わせの有無に関わらず、必ず通知すると共に、・・・義務と明記する」という意見について同感である。加害者の行政処分結果は被害者や遺族にとって、知る権利があるものと思う。被害者等が自分で問い合わせをしなければ、裁判（公判）で初めて知る場合も多い。支援をしても、行政処分結果を知らない被害者等が多いことから、義務化した方がよいと感じる。	警察としては、被害者からの問い合わせに対して行政処分結果を回答する現在の制度を適切に運用していきたいと考えており、御意見は、今後の参考にしてみたい。	警察庁
25	中曽根構成員	意見番号194について、「交通事故被害者に関する犯罪被害者白書・・・30日以内死者数についても・・・統計は必ず載せること。」とある。統計の話からはずれるかもしれないが、実際に新聞やテレビ等で発表されるのは、24時間死者の数である。しかし、30日以内死者として考えると、亡くなられた方はもっと増える。そのことについて、発表し、交通事故事件を起こさないよう国民に伝えていくことは考えていないのか。	30日以内死者数については例年広報を行っている。 御意見は、交通事故統計データの充実に応じた御参考とさせていただきます、今後も継続して広報を行ってまいります。 令和2年中に令和2年3月13日付けの広報資料「令和元年中の30日以内交通事故死者の状況」により、30日以内交通事故死者の状況や集計を開始した平成5年以降の推移、交通事故発生から死亡までの経過日数、諸外国との比較及び都道府県別30日以内交通事故死者数を広報しており、警察庁ホームページにおいて同資料を掲載している。 そのほかにも令和2年警察白書（第5章第1節1（1）「令和元年（2019年）の概況」）や内閣府が発行している令和2年版交通安全白書（第1編第1部第1章第1節「道路交通事故の長期的推移」、参考-2「海外の交通事故発生状況」）においても30日以内死者を掲載している。	警察庁
26	中曽根構成員	意見番号212について、「告訴不受理時の説明の徹底を望む。・・・理由の説明をして欲しい。」は、性暴力被害者の事件に多いのではないかと感じている。性暴力被害に関しては、警察の立場からできるだけ、受理不受理に対して明確に、また、意を決して告訴状を出した被害者等の気持ちを察して対応して欲しい。	性犯罪被害の相談や届出時の警察の対応が、より被害者の心情に配慮したものとなるよう、引き続き、都道府県警察を指導してまいります。	警察庁
27	伊藤構成員	意見番号87、115、116、126について、いずれも、更生保護における犯罪被害者等施策に関する事で、被害者側に立った利用しやすい運用が強く求められていることがわかる。第4次犯罪被害者等基本計画において、検討内容についてもっと具体的に踏み込んだ事項を入れることはできないか。	御意見を踏まえ、施策番号158について、より具体的に記載することとする。 オ 法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、心情等伝達制度の運用における被害者等によるアクセスの向上等の在り方、しよく罪指導プログラムの拡充等について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	法務省
28	伊藤構成員	意見番号132について、この意見を受けて、施策番号166が修正され詳しくなったのはよいが、最後の一文の「資するよう必要な協力」は、「資する協力」でよいのではないか。	御指摘のとおり、「 <u>資する協力を</u> 行う。」に修正する。	警察庁

29	武構成員	<p>意見番号19について、受刑者の作業奨励金は、社会復帰のためにあることは承知しているが、ぜひ、被害者にも公開してほしい。矯正施設で得た作業奨励金から被害者に賠償金を支払うことについて、奨励金が非常に少なく、被害者が得られる金額が非常に少なかったとしても、実行してほしい。被害者が求めているのは金額そのものではなく、自分が働いたお金から被害者に支払うという、加害者への意識付けである。このような制度があることについて被害者は知らない（少なくとも私は知らないし、当事者の会のメンバーからも聞いたことがない）。知っていたら施設に入った直後に、このことを教育に取り入れてほしいと伝えられる。自分が働いたお金が被害者に渡ると思いながら矯正施設で過ごすことは、加害者の更生にとって非常に意味があると思うし、被害者にとっても意義がある。ぜひ、義務とするくらいの意識付けで行ってほしい。</p>	<p>作業報奨金については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第98条第4項において、受刑者からの申出により被害者への損害賠償に充当する制度があり、同制度を受刑者に対し、刑執行開始時における指導等の際に告知しているほか、居室に備え付けている冊子に記載して周知している。</p> <p>また、このような取組については、本基本計画・犯罪被害者白書における記載等を通じ、引き続き、被害者の方々にお知らせできるよう努めてまいります。</p>	法務省
30	武構成員	<p>意見番号20について、損害賠償の補償問題は、調査、研究するといわれるが何年先を視野にいれているのか。損害賠償金の未払いの問題は非常に深刻で、ぜひ、国に調査し、実態を知ってほしい。そして改善につなげてほしい。調査研究は、わたしたちのような遺族会が協力をする必要があると考えられるが、今まで調査依頼を受けたことがない。補償制度を作るために、ぜひ協力したい。これまで何度も伝えていることではあるが、損害賠償金は殺された大切な家族の命そのものであり、命を奪った罪そのものである。国の裁判所が出した判決である。それを払わなくてもいいということは、国が加害者の罪を許しているも同然だと私たちは考えているし、憤っている。北欧など先行的に制度を作っている国もある。損害賠償金の未払いを許さない制度は、抑止力にもつながると思う。国はぜひ本気になって取り組んでほしい。</p>	<p>犯罪被害者等が損賠賠償を受けることができない状況についての実態把握のための調査は、関係府省庁等と連携が必要なこともあり、関係府省庁等の意見等も踏まえながら、調査の時期や具体的な方法等について速やかに検討したい。</p> <p>法務省として、損害賠償請求に係る債務名義の実効性に関するアンケート調査の集計結果（第24回会議の資料6、令和2年版犯罪被害者白書の施策番号11参照）も踏まえ、判決等の債務名義を有する債権者が債務者の財産状況をより実効的に調査することができるよう民事執行法を改正し、令和2年4月に施行されたところである。第36回会議において御説明したとおり、今後とも、民事基本法制を所管する立場から、関係府省庁と連携し、できる限り速やかに必要な調査を進めてまいります。</p>	警察庁 法務省

④ 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について

通し番号	構成員	質問・意見等	回答（検討結果）	担当府省庁
1	太田構成員	ネットリテラシーに関し、児童ポルノのリスクや危険性について、どの程度授業時間を確保して行っているのか。（第37回基本計画策定・推進専門委員等会議質問）	情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度としている。 なお、情報モラル教育は、教科等横断的に取り組むものであり、各学校で何時間実施されているかについては、教育課程を編成する各学校で判断されるものであるため、文部科学省では把握していない。 しかしながら、学習指導要領の総則において、旧指導要領では「情報モラルを身に付けること」が明記されており、かつ新学習指導要領では、情報活用能力の中に情報モラルを含め、指導が一層重要であることを示しており、各学校の判断で適切な指導が行われているところである。	文部科学省
2	正木構成員	第1項「被害児童に対する保護活動」の第2段落2行目について、「乏しかったり、」の後に「加害者との関係において巧妙に人間関係を構築されることにより被害を申告しにくくなっていたり、」を追記して欲しい。グルーミングに対する対策も現在問題となっており、問題意識を明示しておいた方が良く考える。	御意見を踏まえ修正する（詳細は評価案参照）。	警察庁
3	正木構成員	第1項「被害児童に対する保護活動」の第3段落2行目について、「教育」についてもう少し具体的に書いた方がよいと思料する。教育は児童自身のみならず、児童買春・児童ポルノの被害児童は、孤立化していたりして心に寂しさを抱えている児童が多いことに鑑みると、保護者、学校における教員の教育も重要である。そこで、少なくとも、「教育」のまえに「児童自身のみならず、保護者、学校における教員に対する」を付加していただきたい。すなわち、少なくとも、「被害の予防に関する、児童自身のみならず、保護者、学校の教員に対する教育の充実」として欲しい。	御意見を踏まえ修正する（詳細は評価案参照）。	文部科学省
4	正木構成員	第2項「被害児童保護を行う者の資質の向上」の第1段落1行目について、「警察職員」の後に「検察職員」を追記して欲しい。第3項でも触れている児童に対する司法面接については今後拡充されていくべきものであるが、司法面接では検察官らの関与が予定されている。そのため「検察職員」についても資質の向上は必要と考える。	御意見を踏まえ修正する（詳細は評価案参照）。	法務省
5	正木構成員	第2項「被害児童保護を行う者の資質の向上」の第2段落3行目について、「行う者」の後に「について必要な人員を確保するとともに、そ」を追加していただきたい。すなわち、「被害児童の保護を行う者について必要な人員を確保するとともに、その資質の向上」として欲しい。人員不足は保護の質を低下に直結する問題であるところ、児童相談所の人手不足については既に問題となっており、他の関係機関においても十分な人員が確保されているとは言い難く、人員の確保についても言及する必要があると考える。	御意見を踏まえ修正する（詳細は評価案参照）。	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省
6	正木構成員	第3項「被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化」の2段落目の1行目について、「児童相談所」の後に「や検察庁」を追加して欲しい。上記のとおり、司法面接では検察官らの関与が不可欠であり、連携機関の一つとして明示されるべきと考える。	御意見を踏まえ修正する（詳細は評価案参照）。	法務省
7	正木構成員	第4項「被害児童保護に関する調査研究の推進」について、推進していく保護施策をもう少し具体的に記載して欲しい。	御意見を踏まえ修正する（詳細は評価案参照）。	警察庁 (全府省庁)

